

障害老人の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準

平成3年1月18日 老健第102-2号
各都道府県知事・各指定都市市長宛
厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知

| | | |
|-------|-------|--|
| 生活自立 | ランク J | なんらかの障害等を有するが、日常生活はほぼ自立しており独立で外出する 1. 交通機関等を利用して外出する 2. 隣近所へなら外出する |
| | | |
| 準寝たきり | ランク A | 屋内の生活はおむね自立しているが、介助なしには外出しない 1. 介助により外出し、自転車ほとんどベッドから離れて生活する 2. 外出の頻度が少なく、日中も寝たり起きたりの生活をしている |
| | | |
| 寝たきり | ランク B | 屋内の生活はなんらかの介助を要し、日中もベッド上の生活が主体であるが座位を保つ 1. 椅子に移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車椅子に移乗する |
| | | |
| ランク C | ランク C | 1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうたない |
| | | |

| 期間 | ランク A, B, C に該当するものについては、いつからその状態に至ったか 年　月頃より（継続期間　年　ヶ月間） |
|---|--|
| ＊判定にあたっては補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。 | |

『ADLの状況』

1. 移動 a. 時間がかからても介助なしに一人で歩く
 b. 手を貸してもらうなど一部介助をする
 c. 全面的に介助を要する
2. 食事 a. やや時間がかかるでも介助なしに食事する
 b. おかげを刻んでもらうなど一部介助をする
 c. 全面的に介助を要する
3. 排泄 a. やや時間がかかるでも介助なしに一人で行える
 b. 便器に座らせてもらうなど一部介助をする
 c. 全面的に介助を要する
4. 入浴 a. やや時間がかかるでも介助なしに一人で行える
 b. 体を洗ってもらうなど一部介助をする
 c. 全面的に介助を要する
5. 着替 a. やや時間がかかるでも介助なしに一人で行える
 b. そとを通じてもらうなど一部介助をする
 c. 全面的に介助を要する
6. 整容
(身だしなみ) a. やや時間がかかるでも介助なしに自由に行える
 b. タオルで顔を拭いてもらうなど一部介助をする
 c. 全面的に介助を要する
7. 意志疎通 a. 完全に通じる
 b. ある程度通じる
 c. ほとんど通じない

＊判定にあたっては、補装具や自助具等の器具を使用した状態であっても差し支えない。

判定にあたっての留意事項

1. この判定基準は、地域や施設等の現況において、保健婦等が何らかの障害を有する高齢者の日常生活自立度を客観かつ短時間に判定することを目的として作成したものである。
 2. 判定に際しては、「～をすることができる」といった「能力」の評価ではなく「状態」、特に「移動」に関する状態像に着目して、日常生活の自立の程度を4段階にランク分けすることで評価するものとする。なお、本基準においてはどちら障害を持つない、いわゆる健常老人は対象としていない。
 3. 自立度の判定と併せて、市町村が保健・福祉サービスの供給量を測定するための基礎資料とするため「移動」、「食事」、「排泄」、「入浴」、「着替」、「整容（身だしなみ）」、「意志疎通」といった個人の日常生活活動（ADL）に関する項目についても判定する。
 4. 补装具、自助具、杖や歩行器、車いす等を使用している状態で判定して差し支えない。
 5. 4段階の各ランクにに関する留意点は以下のとおりである。
 ランク J 何らかの身体的障害等を有するが、日常生活はほぼ自立し、ひとりで外出する者が該当する。なお「障害等」とは、疾病や傷害およびそれらの後遺症あるいは老衰により生じた身体機能の低下をいう。
 J-1はバス、電車等の公共交通機関を利用して積極的に、かなり遠くまで外出する場合が該当する。
 J-2は隣近所への買い物や老人会等への参加等、町内の距離程度の範囲までなら外出する場合が該当する。
 - ランク A 「準寝たきり」に分類され、「寝たきり予備軍」ともいいくべきグループであり、いわゆる house-bound に相当する。屋内の日常生活活動のうち食事、排泄、着替に関しては概ね自分で行い、留守番等するが、近所に外出するときは介助者の援助を必要とする場合が該当する。なおベッドから離れていることは「離床」のことであり、ふとんを使用の場合も含まれるが、ベッドの使用は本人にとっても介護者にとっても有用であり普及が図られているところでもあるので、獎勵的意味からべつべつという表現を使用した。
 A-1は寝たり起きたりをしているものの食事、排泄、着替時はもとより、その他の日中時間帯もベッドから離れている時間が長く、介助者がいればその介助のもと、比較的多く外出する場合が該当する。
 A-2は日中時間帯、寝たり起きたりの状態にあるもののベッドから離れている時間が長いが、介助者がいても離れてはしか外に出しない場合が該当する。
 - ランク B 「寝たきり」に分類されるグループであり、いわゆる chair-bound に相当する。B-1と B-2とは座位を保つことを自力で行うか介助を必要とするかどうかで区分する。日常生活活動のうち、食事、排泄、着替のいずれかにおいては、部分的に介助者の援助を必要し、一日の大半をベッドの上で過ごす場合が該当する。排泄に関しては、夜間のみ「おむち」をつける場合には、介助を要するものとは言えない。なお、「車いす」は一般的の椅子や、ボーテブルトトイレ等で読み替えても差し支えない。
 B-1は介助なしに簡単に移乗し、食事も排泄もベッドから離れて行う場合が該当する。
 B-2は介助のもの、車いすに移乗し、食事または排泄に際しても、介助者の援助を必要とする。
 - ランク C ランク B と同様、「寝たきり」に分類されるが、ランク B より障害の程度が重い者のグループであり、いわゆる bed-bound に相当する。日常生活活動の食事、排泄、着替のいずれにおいても介助者の援助を全面的に必要とし、一日中ベッドの上で過ごす。
 C-1はベッドの上に常に臥床しているが、自力で寝返りをうち体位を変える場合が該当する。
 C-2は自力で寝返りをうつこともなく、ベッド上で常に臥床している場合が該当する。
6. 『ADLの状況』は、a, b, c の3段階に分類し、それぞれ自立、一部介助、全面介助に相当するものである。
- a は日常生活活動の当該項目について自立していることを表す。すなわち極端には長くない時間内に、一連の動作が全然なしに一人で終了できる場合が該当する。
 - b は日常生活活動の当該項目について部分的に介助してもらえばなんとかできる場合が該当する。一人で行った場合に極端に時間がかかり、仕上がりが不完全となる場合も含む。
 - c は日常生活活動の当該項目について、一人では一連の動作を遂行することが全くできない場合が該当する。

(注) 一部署名加筆